

円高対応緊急ファシリティ実施要領骨子
(資源・エネルギーの確保・開発の促進)

1. 借入人：我が国の法人等、我が国の法人等が出資する外国法人等
2. 対象案件：資源金融（輸入金融、投資金融）の対象案件で、民間円資金の外貨への転換を誘発し為替相場の安定に資するもの。
3. 通貨：米ドル。ユーロについては個別に検討。
4. 融資割合：融資総額全体の 7 割以下（国内貸については 6 割以下）
5. 適用金利：LIBOR ベースの変動金利。個別に決定（外国為替資金特別会計からの借入コストに与信先の信用力見合いのプレミアムを上乗せ）
6. 融資承諾期限：平成 25 年 3 月末
7. 貸出実行期限：融資承諾日より 2 年以内
8. 償還期間：個別に決定
9. その他の融資条件：個別に決定